

令和元年度答申第22号
令和元年6月28日

諮問番号 令和元年度諮問第22号（令和元年6月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 生活保護法に基づく指定介護機関の指定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号）54条の2第1項の介護機関の指定（以下「本件指定」という。）について、同法54条の2第4項において準用する同法51条2項8号の規定に基づき、取消しの処分（以下「本件指定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

生活保護法54条の2第4項において読み替えて準用する同法51条2項8号は、指定介護機関（同法54条の2第1項の規定により指定を受けた介護機関）がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、都道府県知事が指定した介護機関については、都道府県知事がその指定を取り消すことができる」と規定している。

そして、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）4条の3第21号は、上記政令で定める法律として、介護保険法（平成9年法律第123号）を掲げている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成24年12月20日付けで、審査請求人が経営する「P介護事業所」（以下「本件事業所」という。）について、介護保険法41条1項本文の指定居宅サービス事業者（サービスの種類：訪問介護）の指定及び同法53条1項本文の指定介護予防サービス事業者（サービスの種類：介護予防訪問介護）の指定をした。

（弁明書、介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消書）

- (2) 処分庁は、平成25年7月1日付けで、本件事業所について、生活保護法54条の2第1項の介護機関の指定（本件指定）をした。

（弁明書、平成25年7月30日付けA県告示第a号）

- (3) 処分庁は、本件事業所について、介護保険法77条1項（平成29年法律第52号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する指定居宅サービス事業者の指定の取消事由及び同法115条の9第1項（平成29年法律第52号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の取消事由並びに生活保護法54条の2第4項において準用する同法51条2項に規定する指定介護機関の指定の取消事由があったとして、平成29年11月27日及び同年12月15日、審査請求人に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を行った。

（聴聞調書）

- (4) 処分庁は、本件事業所について、指定居宅サービス事業者の指定に関しては介護保険法77条1項3号、6号及び11号に規定する取消事由が、指定介護予防サービス事業者の指定に関しては同法115条の9第1項2号及び9号に規定する取消事由があったとして、平成30年1月23日付けで、審査請求人に対し、介護保険法による各指定サービス事業者の指定（上記(1)）を取り消す処分をした。

（介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消書）

- (5) 処分庁は、平成30年1月23日付けで、審査請求人に対し、本件事業所が介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分（上記(4)）を受けたことは「生活保護法第54条の2第4項で準用する同法第51条第2項

第8号に該当する」との理由を付して、生活保護法による指定介護機関の指定（上記(2)、本件指定）を取り消す処分（本件指定取消処分）をした。

（生活保護法による指定介護機関の指定の取消書）

(6) 審査請求人は、平成30年1月30日付けで、処分庁に対し、上記(4)の介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分を不服として審査請求をした。

（弁明書）

(7) 審査請求人は、平成30年4月23日、審査庁に対し、上記(5)の生活保護法による指定介護機関の指定の取消処分（本件指定取消処分）を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和元年6月18日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件指定取消処分は、介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分（上記2の(4)）がされたことを前提としてされたものであるが、この取消処分は、重大な事実誤認に基づいてされたものであり、取り消されるべきである。そして、上記各指定サービス事業者の指定の取消処分が取り消された場合には、本件指定取消処分も、その法的根拠を喪失することになるから、取消しを免れない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、本件事業所について介護保険法に規定する各指定サービス事業者の指定の取消事由があったとして、審査請求人が介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分を受けたことから、審査請求人は生活保護法に規定する指定介護機関の指定の取消事由である「この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」（生活保護法54条の2第4項において準用する同法51条2項8号）に該当したと判断して、審査請求人に対し、本件指定取消処分をしたのであり、その判断に誤りは認められない。

したがって、本件指定取消処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理

由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付（審査庁）：平成30年4月23日

弁明書受付（審理員）：同年9月6日

審理員意見書提出：平成31年3月13日

（弁明書受付から約6か月）

本件諮問：令和元年6月18日

（審理員意見書提出から約3か月）

（本件審査請求受付から約1年2か月）

- (2) そうすると、本件では、弁明書の受付から審理員意見書の提出までに約6か月、審理員意見書の提出から本件諮問までに約3か月を要しているが、上記第2の諮問に係る審査庁の判断によれば、審理員も審査庁も、本件指定取消処分の違法性又は不当性についての検討を実質的には全くしていない。実質的な検討に時間を要したというのであれば、ともかく、そうではない本件において、上記の手續に長期間を要しているのは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記の点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はないと認められる。

2 本件指定取消処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件指定取消処分について、審査庁は、審査請求人が介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分を受けたことをもって、審査請求人が生活保護法54条の2第4項において読み替えて準用する同法51条2項8号に規定する指定介護機関の指定の取消事由に該当するとして処分庁の判断に誤りは認められないとしている（上記第2）。

- (2) しかし、生活保護法54条の2第4項において読み替えて準用する同法51条2項8号は、指定介護機関の指定の取消事由として、指定介護機関が「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」と規定している（上記第1の1）から、同号は、生活保護法、介護保険法等の法律又

はこれらの法律に基づく命令や処分に違反した事実があることを生活保護法による指定介護機関の指定の取消事由としていることが明らかである。したがって、介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分を受けたという形式的な事実をもって、生活保護法51条2項8号に該当するとした処分庁の判断は、同号の解釈を誤ったものというほかない。

そして、審理員も審査庁も、処分庁による生活保護法51条2項8号の解釈の誤りを看過して、処分庁の上記判断を妥当としているが、本件指定取消処分の違法性又は不当性を判断するためには、同号の指定取消事由に該当する審査請求人の行為の有無、当該行為の重大性・悪質性（着眼すべきは、公益侵害の程度、故意性の有無、反復継続性の有無、組織性の有無）、審査請求人の運営管理態勢の適切性などを総合的に考慮した上で、当該行為を理由として本件指定を取り消すことが裁量権の範囲を逸脱し、若しくはその濫用をしたことにならないか、又は生活保護法の趣旨・目的に照らして不合理（不当）でないかという点について、法的検討を尽くす必要がある（平成20年5月21日開催の全国介護保険指導監督担当者会議において厚生労働省が示した「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」参照）が、審査庁においては、こうした法的検討が全くされていない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁が生活保護法54条の2第4項において準用する同法51条2項8号の解釈を誤ったため、本件指定取消処分の違法性又は不当性についての法的検討が全くされていないのであって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美